

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第7条第4項	薬局の管理者兼任許可	指導予防課

- 1 審査基準は、平成25年4月1日薬務関係許可マニュアル中「薬局等における管理薬剤師の兼任の取扱について」に適合すること。
- 2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。